

議員提出議案第4号

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の
提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和
43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙の
とおり提出する。

平成29年3月24日提出

提出者	鳥取市議会議員	寺坂寛夫
	〃	平野真理子
	〃	勝田鮮二
	〃	前田伸一
	〃	吉野恭介
	〃	魚崎勇
	〃	橋尾泰博
	〃	山田延孝
	〃	上杉栄一

鳥取市議会議長 下村佳弘様

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万カ所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

1. 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
2. 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
3. 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

鳥取市議会議長 下村佳弘

内閣総理大臣
総務大臣 様
国土交通大臣